

介護保険はこんな制度です

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要となったときに安心してサービスが利用できる制度です。

▶ 介護サービス利用手順 ◀

申請

サービスの利用を希望するかたは、介護保険係に「要介護認定」の申請をしてください。申請は本人または家族のほか居宅介護支援事業者などに代行してもらうこともできます。

要介護認定

○訪問調査

町から訪問調査員が訪問し心身の状況などの聞き取り調査を行います。

○意見書作成依頼

町から本人の主治医に心身の状況についての意見書作成を依頼します。



○審査・判定

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、介護認定審査会(保健、医療、福祉の専門家)で審査され、介護を必要とする度合いが判定されます。

認定結果の通知

町から認定結果通知書と結果が記載された保険証が送られます。

①介護が必要とされるかた(要介護1~5)

介護サービスを利用できます

②支援が必要とされるかた(要支援1・2)

介護予防サービスを利用できます

③該当にならなかったかたは必要と認められれば、町の介護予防事業が利用できます。

状態区分に合わせサービスを利用

①要介護1~5のかたは、介護支援専門員(ケアマネジャー)による聞き取り、サービス担当者との話し合いによりサービス計画を作成し、介護サービスを利用することになります。

②要支援1・2のかたは地域包括支援センター(役場内)の保健師などによる聞き取り、サービス担当者との話し合いにより介護予防サービス計画を作成し介護予防サービスを利用することになります。

③該当にならなかったかたは、地域包括支援センター(役場内)の保健師などによる簡易な聞き取り、サービス担当者との話し合いにより簡易な介護予防サービス計画を作成し介護予防事業の利用を受けられます。

問合せ ☎62-1230 住民福祉課介護保険係 内線104/地域包括支援センター 内線163

光化学

スモッグ

注意報を

有線放送で

お知らせ

します

光化学スモッグは、工場や自動車から排出される窒素酸化物と炭化水素が、太陽からの紫外線により光化学反応を起こして発生します。5月~9月頃までの晴れて日差しが強く、日中の最高気温が25度以上で風の弱い日に発生しやすくなり、この濃度が高くなると、のどが痛くなったり、目がチカチカします。

県では各地に測定局を設置して光化学スモッグの発生状況を監視しています。光化学スモッグが発生した時や発生しそうな時には、注意報など有線放送によりお知らせしますので、屋外での激しい運動は避け、目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入りましょう。乳幼児、お年寄り、病弱なかたは被害を受けやすいので、特に注意しましょう。

問合せ ☎62-1230 住民福祉課保健衛生係 内線106